

三木商工会議所商工従業員表彰規定

- 第1条 商工業の振興を期するため、同一事業所に永年勤続し、又は産業振興上特に優良と認める従業員に対し、本規定により表彰するものとする。
- 第2条 前条の商工従業員と称するものは、三木商工会議所会員事業所の従業員であるものとする。但し、商工従業員と認めないもの、及び勤続年数の計算は次の方法によるものとする。
- 1 商工従業員と認めないもの
企業の代表者並びにこれに準ずる者
 - 2 (イ) 商工従業員にして公用に服したる後、尚引き続き同一事業所に勤続の場合は、以前の年数を通算するものとする。
(ロ) 銀行、会社、工場、商店にしてその事業の経営を合併及び買収したる場合は、以前の勤続年数をも通算するものとする。
(ハ) 再雇用の場合は以前の年数を通算しないものとする。
- 第3条 本規定により表彰せられる商工従業員は、4月1日現在次の各項の一に該当するものでその事業所代表者からの申請にもとづき役員会に諮り、決定するものとする。
1. 永年勤続者
男女とも勤続年数が次の各年に該当するもの
満5、10、20、30年以上
但し、30年以上は5年毎
 2. 優良従業員
特に商工業に対する振興発展に貢献し、その功績に顕著なるもの（たとえば、機械器具の考案、新商品の開発・販路の開拓、販売の促進等）
- 第4条 表彰は会頭より表彰状を授与するものとする。
- 第5条 表彰は11月22日（月）午後6時30分よりグリーンピア三木に於いて行うものとする。
- 第6条 第3条の申請は、来る8月27日（金）までに所定の様式により、会頭宛に申請するものとする。
- 但し、被表彰者を推薦申請しようとする事業所は、記念品等負担金として被表彰者1名につき次の金額を申請と同時に払い込むものとする。
1. 永年勤続表彰者 (イ) 5年～30年及び35年以上の記念旅行等経験者
4,000円
(ロ) 35年以上のギフト旅行券対象者
50,000円
但し、ギフト旅行券は1人1回限りとする。
 2. 優良従業員 50,000円
 3. 式典分担金 被表彰者並びに事業主 1人につき5,000円